

# 「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容につきまして、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

**第一生命**

 Dai-ichi Life Group


■42ページ「IV. 保険料について 1 充実割」の枠内の記載について、つぎのとおり変更いたします。

<定期保険（2018）または生活障害年金定期保険（2018）の場合>

- 割引判定ポイントが2,500ポイント以上の場合には充実割が適用され、3,500ポイント以上、5,000ポイント以上、10,000ポイント以上の場合にはさらに保険料率が割り引かれます。

<遡増定期保険（2018）の場合>

- 割引判定ポイントが2,500ポイント以上の場合には充実割が適用され、3,500ポイント以上の場合にはさらに保険料率が割り引かれます。

■48ページ「IV. 保険料について 6 払い込みが困難なときの継続方法」の「【2】払済終身保険への変更」について、の記載をつぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）



- この制度を利用されるご契約に契約者貸付があるときは、その元利金を解約返還金から差し引き、死亡保険金額を定めます。
- 定期保険（2018）の場合、変更後の予定利率は変更前より下がる場合があります。
- 遡増定期保険（2018）の場合、払済終身保険の死亡保険金額は一定となり、遡増しません。また、変更後の予定利率は変更前より下がります。
- 生活障害年金定期保険（2018）の場合、払済終身保険に変更することにより、保険給付の種類は死亡保険金のみとなります。生活障害年金のお支払いはありません。また、変更後の予定利率は変更前より下がります。